

平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
1	都市計画課 道路計画課	28	意見	40年以上経過した現行の都市計画道路の計画が、現在においても地域社会の合意を得続けているとはいえない。 最近の都市交通調査の結果等を踏まえ、住民の要望を改めて広く聴取して、道路予算も考慮して都市計画道路の廃止路線を決定するとともに、着工路線を明確にして、規格の見直しを含めて早期に現実的な計画にされたい。 道路の整備を迅速に進め、早期の整備効果を図るためには、道路事業全体について箇所選択と予算の集中化を行う必要があると考える。	H29.11.14
2	道路建設課	35	意見	事業中の都市計画道路のうち、3・4・22号西浦藤原町線の用地取得にあたっては、計画地に工場を保有する会社と、交渉を途切れさせることなく、継続して交渉を行う必要があると考える。 また、都市計画道路の計画地内のマンションに対する説明を業者任せにせず、市からも適切な説明をするよう指導されたい。 現在の事業期間は平成33年までとなっており、事業の進捗を早める必要がある。	H29.11.14
3	道路建設課	37	意見	道路整備に係る国の交付金が削減されており、建設中の路線の進捗が遅くなっている。国の交付金は要望の55%程度であり、この先、極端に増加することは考えにくい。 したがって、現状の交付金の水準を前提に、建設を進めることとなる。 建設が進んでいる路線に集中投資して、早期の開通を進める必要があると考える。	H29.11.14
4	道路建設課 道路計画課	39	意見	多額の事業費を投じて整備される都市計画道路については、計画的に事業を進め、その進捗を管理していくことが重要であり、本来、事業の進捗状況については常に把握可能としておくべきである。何年間でいくらずつ用地を買収し、何年間で道路を建設するといった内容について、年度単位で計画し、実際の進捗状況を計画と照らし合わせて進捗管理をしていくことが望まれる。 また、事業をより経済的に進めるために、実際に要した事業費について適時適切に把握した上で、総事業費との比較分析を実施し、その分析結果に基づいて全体的な都市計画道路の整備方針を見直すことが望まれる。	H29.11.14
5	道路建設課 道路計画課	41	意見	渋滞が少なく、事故の少ない道路を目指すべきであり、そのためには、新規建設を抑制してでも、現在の道路、特に交差点等の改良を進めるべきである。交差点改良は、ネットワーク構築による渋滞解消の有効手段であり、評価できる事業である。 市は、改良すべき交差点についての情報を早期に収集、分析し、その結果に基づき事業計画を策定し、早期実行を目指すことが肝要である。 加えて、平成27年度船橋市実施計画に記載のある交差点整備事業について、進捗が滞っている小学校入口交差点(七林町)についても、隅切りが終了していない箇所の延長上に小学校があることから、早期に改良工事を完了させることが望まれる。 今後新たに収集した交通に関する情報も、時の経過により次第に古くなることから、収集した情報が新鮮なうちに事業計画を立案し、実行し、完了できるよう努められたい。 また、船橋市実施計画による目標については、毎年度見直されるとはいえ、目標として掲げている限りは達成に向けて努められたい。	H29.11.14
6	道路建設課	42	意見	一方通行にするためには、地元の同意を警察に提出する必要があるが、一方通行となる道路に面した地元の同意を得ることが課題となっている。 一方通行の要望のある区間について、反対者を交えての生活道路調査を実施し、道路はネットワークであることについて理解を求めることが望まれる。 特に、市内の狭い道路については、一方通行化を進められるよう努力されたい。	H29.11.14

平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
7	道路建設課	44	意見	市の千葉県地方土地開発公社に対する債務は、(元本+利息)となるが、代行取得した土地を買い取るための代金支払日を確定させない限り、支払利息は確定しない。しかしながら代行取得した土地に対する利息については、将来買い取る時に加算されることから、加算される額を計算し、把握しておくことは、表面化していない債務の額を明らかにするために必要なものであると考える。 買い取りが予定されている土地だけでなく、代行取得した土地及びそれに係る補償費に関し、代行取得時からの利息を計算することにより全体の債務を明らかにし、把握しておくことが望ましい。 また、代行取得した土地の買い取りが遅れることにより支払利息が増加していくことから、買い取りまでの期間の長期化は財政を圧迫する。買い取りまでの期間については、できるだけ長期化しないよう、継続して努力されたい。	H29.11.14
8	道路建設課	46	意見	現状においては、用地交渉箇所数に比して担当者数が多いといえる。また、平成27年度の用地取得が2件の班があるなど、班分けも細かすぎる。 都市計画道路と一般道路とで班を分けているが、一般道路の班は一班しかなく、両者の区別をなくすことも、一つの対応例と考える。	H29.11.14
9	契約課	47、48	意見	「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(総務大臣及び国土交通大臣による通知)においては、「予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないことなどの問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと」とされている。さらに、その際の不正行為の抑止のため、「予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入することなどにより、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること」という対応策が明示されている。 技術力や経営力のある業者に対して発注が可能な状況にすることで、競争により市内の業者の育成に繋がるものと考えられる。不正行為の防止策も含めた予定価格の事後公表について検討されたい。	H29.11.14
10	道路建設課	49,50	意見	歩道整備工事において、設計変更により複数の工事内容が変動している状況において、その前後において積算金額に変動がなく偶然に同額となることは極めて稀であり、通常では生じない事象であると考えられる。 このようなケースは異常であるという認識を持ち、同額になるように工事の追加もしくは削減を作為的に調整していないか、また、市にとって不利になるような金額調整が入っていないか、十分に精査をすることが望まれる。 また、その検討内容についても文書として残すことが望ましい。	H29.11.14
11	財産管理課 道路維持課	54,55	意見	市における公共施設等総合管理計画は現在策定中であり、平成28年度末までに完成する予定である。今後、策定された公共施設等総合管理計画を上位概念として、舗装や歩道等の道路施設について、個別施設の長寿命化計画を更新あるいは新たに策定することとなる。 個別施設の長寿命化計画では、中長期の維持管理費用を推計し、その財源の見通しを明確にする、あるいは財源が不十分と判断されれば、施設の維持管理のあり方を戦略的に見直すことが重要である。 その上で計画を立案し、実行し、チェックして次の計画に反映させる、維持管理のPDCAサイクルを回していかなければならない。 早急に道路施設の数量及び物理的状況を把握して、中長期の維持管理費用推計を算定し、さらに、橋梁耐震補強等の機能向上施策に必要な事業費を加えたうえで、市の課題を明確に把握し、実施可能な維持管理計画の策定に着手することが望まれる。	H29.11.14

平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
12	道路計画課 道路維持課 道路建設課	56	意見	高度成長期に構築された多くの道路施設について、老朽化の懸念が今後も高まることが予想されることから、中長期の戦略的維持管理費計画によっては、新規建設を抑制して、既存道路の修繕や歩道整備等の維持管理費に充てるなど、予算総額に限られる中で、交通量、交通事故の発生状況、道路の維持状況等から見て、建設費と維持費がどうあるべきか、道路事業全体の優先順位を俯瞰的に検討されたい。	H29.11.14
13	道路維持課	58	意見	市の橋梁長寿命化修繕計画を効率的に実施する手段として、新たな入札・契約形態の導入検討は有効と考えられる。特に、一回当たりの発注数量の拡大と業務プロセスの連携等の導入は、効果が見込まれる。 一回当たりの発注する数量の拡大方法は、具体的には、小規模な橋梁の架け替え等における複数の橋梁を一括発注することなどが考えられる。また業務プロセスの連携では、設計と施工の一括発注等が考えられ、それぞれコスト縮減及び工期短縮が図られる可能性がある。 「維持管理等の入札ガイドライン」に記載された新たな入札・契約形態は、すべて法律上導入が可能な内容である。しかしながら、契約関係の様々な規定や、組織間の考え方の相違等のほか、民間の業界団体との調整等、困難な課題が多くあり、現実的には導入までの道のりは険しいといえるが、限られた予算の中で、道路施設の健全性を適度に維持管理するために必要な試みとして、導入を検討することが望まれる。	H29.11.14
14	道路維持課	65	指摘	隣接地や近くの場合の複数の補修修繕契約を合計すると、船橋市契約規則で定められた次の各金額を超える場合において、事務手続を簡略化するために分割発注をしている。 ① 緊急の必要があると認められる場合に、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる100万円以下 ② 随意契約できる額である50万円以下 ③ 予定価格を記載した書面の作成を省略することができ、かつ、見積書を1者から徴すれば済む30万円未満 これらの場合において、入札もしくは見積合せを回避して事務手続を簡略化するために分割発注をすることや、緊急の必要性がないにもかかわらず予定価格を記載した書面の作成を省略することは、合規性の観点から問題があり、地方自治法及び地方自治法施行令並びに船橋市契約規則の趣旨にも反する。 事務手続の簡略化を目的として分割発注をすることなく、適切な金額区分の基準に準拠して処理すべきである。	H29.11.14
15	道路維持課	65、 66	指摘	現状において、すべての道路補修修繕について緊急の必要があるものとして取り扱っているが、緊急については定義されていない。緊急の必要が無い場合には、50万円を超える案件について入札が必要となるが、緊急が定義されていないことにより、本来は緊急の必要が無い案件についても緊急であるものとして取り扱うことも可能となっている。 案件をむやみに緊急の必要があるものとして扱えば、契約手続を簡略化することができてしまうが、これは、地方自治法及び地方自治法施行令並びに船橋市契約規則の趣旨にも反する。「緊急の必要」とは、災害等により道路が陥没し、緊急の対応を行わなければ重大な市民生活等への影響が生じるおそれであって、競争入札等に付す時間的余裕がない場合と解され、限定的に捉えるべきである。したがって、多くの案件については、原則どおり、契約規則に基づいて入札手続が実施される必要がある。 そのためにも、緊急性の定義について対外的に説明できるように、明文化することが不可欠である。 加えて、競争入札に付することができない緊急性の具体的内容を適時に文書化すべきである。	H29.11.14

平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
16	道路維持課	66	意見	隣接地や近くの場所の補修修繕契約を合計して50万円以上100万円未満となる案件について、単に見積合せの者数を減らすために分割発注することは、道路維持課にて独自に定めた金額的区分に則っていない。 道路維持課において50万円以上100万円未満を3者による見積合せとし、船橋市契約規則よりも厳しい区分を設けて独自の運用をするのであれば、その区分に則ることが望まれるが、そもそも遵守できない区分であれば撤廃することを検討されたい。	H29.11.14
17	道路維持課 契約課 財政課	66	意見	道路補修修繕について、船橋市契約規則第25条では「(6)その他の契約」に該当するものとして取り扱っているが、他市を参考に「(1)工事又は製造の請負」に該当するものとすることを検討されたい。その他の契約であれば50万円以上は入札が必要となるが、工事又は製造の請負では130万円以上について入札が必要となる。今後、緊急の定義を明確にすることにより、船橋市契約規則の金額基準に準拠して入札が必要となる案件が増加することが見込まれる。その際に、少額の金額基準が設定されている状況では実務的に処理が困難となることも想定される。現在は、補修修繕を工事ではないと扱っているが、実態として工事と補修修繕の違いが明確ではない案件も想定される。そのような案件についての判断誤りを生じさせないためにも、工事の定義を明確にした上で、道路の補修修繕を工事に含める検討が望まれる。 また、道路補修修繕について工事又は製造の請負とした場合には、道路維持課による道路補修修繕の金額区分において、100万円以上は入札区分を見直して、随意契約が可能な100万円以上130万円以下の区分を設けることが望ましい。 将来的に必要が生じれば、市の自治体規模を鑑み、随意契約できる金額上限の130万円を変更するように、中核市市長会等を通じて総務省に要望することも考えられる。	H29.11.14
18	道路維持課	66,6 7	意見	道路補修修繕において、作業中に隣接より同様な要望が出され、同一事業者に別件として追加依頼をしている案件が多いのであれば、今後は修繕の要否等を判断するための現場確認時に、隣接地の調査や確認を強化し、非効率な発注を行わないようにすることが望ましい。	H29.11.14
19	道路維持課	70	指摘	舗装の耐久性の観点から継ぎ目を極力作らないよう舗装修繕を実施したとはいえ、早急な対応を図る必要があることを理由として予算流用等の手続を避け、実際の工期と異なる翌年度の工期を記した書類を整えたことは、合規性の観点から問題があり、再発防止に向けた対策を早急に講じる必要がある。	H29.11.14
20	道路維持課	70	意見	補修予算が十分ではなく、年間5千件程度ある住民からの要望への対応が遅れ気味な状況において、住民への影響、舗装面の耐久性及び仕上がりを良くしている姿勢そのものは悪いことともいえない。予算の流用等の必要な手続を利用せず、このような状況を引き起こしている。また、緊急の場合を除き、完成・引き渡しを前提とした契約に関する入札期限が基本的に1月であることから、年度末における補修修繕への要望対応、3月末あるいは3月から4月にまたがる補修修繕の実施に制約が生じている。 合規性の観点から問題がある案件だが、そのみを指摘して補修修繕内容が悪化するような意見をすることは建設的ではないと考える。少しでも早く維持補修修繕をするのであれば、このような補修修繕を予算制度上、可能な方法で実施する必要がある。 例えば、道路建設の契約差額等の予算残高を流用する、緊急でない短期間の工事について入札期限を遅らせるなどすることにより、現行制度内において執行残を少しでも補修修繕に充てるなど、できることを尽くす必要があると考える。	H29.11.14

平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
21	道路維持課	73	指摘	現状では、「発注段階」で契約の単位を定めずに、「精算段階」において(表Ⅱ-7)道路維持課の発注の内容別の契約事務に示す慣習的な金額に合うように、意図的に一つの契約を分割したり複数の委託を合算したりして、書類を形式的に整えている。緊急性が高いとはいえ、見積書を事前に入手せずに発注単位を調整する契約事務は、入札制度や見積合せの趣旨に反するとともに合規性の観点から問題があり、早急な改善が必要である。	H29.11.14
22	道路維持課	74	指摘	安全施設関係の設置・修繕等の委託先をS社に限定している現状では、対外的に見てS社との間に不適切な相互依存関係があるとの疑義が生じかねない。また、S社のみ委託する状態が長年続けば、見積りが割高でも気付けられないリスクの発生可能性が高まる。個別の委託金額は少額でも、積み上げると金額的影響が大きい。したがって、入札により単価契約を結ぶなどの方法により、他の業者にも参入の余地を与えるべきである。	H29.11.14
23	道路維持課	76	指摘	分割発注は見積合せや入札制度の趣旨に反しており、緊急性が高くやむを得ない発注だとしても規定上で容認されていない。ゆえに、道路照明灯修理と防護柵整備の分割発注は、合規性の観点から問題がある。 また、地方自治法施行令において、緊急の必要により競争入札に付することができないときは随意契約によることができるとされている。むやみに競争入札を回避できないようにするためにも、緊急性の定義について対外的に説明できるように、明文化することが不可欠である。 加えて、競争入札に付することができない緊急性の具体的内容を適時に文書化すべきである。	H29.11.14
24	道路維持課	76、77	指摘	道路照明灯修理については、一度に大半の照明が不点灯となる状態は危険性が高いため、このような状態が生じないよう照明灯の耐用年数を把握して、定期的な保守点検を実施すべきである。 また、事務所の設置場所にかかわらず、より迅速に対応できる専門業者がないかを検討すべきである。	R1.11.18
25	道路維持課	77	指摘	防護柵整備の分割発注については、契約金額が30万円を超える委託にもかかわらず、発注段階において事前に見積合せを実施していないものがあつた。見積合せは、契約締結よりも前に行うことに意味があり、契約締結後に他の業者から見積書入手して書類を整えれば良いという性質のものではない。 契約金額が30万円を超えるにもかかわらず、事前に見積合せを実施しなかったという事実は合規性の観点から問題があるため、早急に再発防止策を講じる必要がある。	H29.11.14
26	道路維持課	79	意見	除草等作業を年度途中で追加で委託する場合には、委託費の単価が割高になる。 平成27年度には、年間で約200万円の追加委託が生じたが、前年のパトロール時に除草の必要性を把握できたのではないかと。パトロールを強化して除草等作業が必要な箇所を早期に見出し、年度当初の委託箇所に盛り込むことが望ましい。 また、年度当初の地域を指定した包括的な委託契約を見直して、「追加で除草作業が発生した場合は一定金額を上限として事前に定めた単価で委託する」など、経費の節減について検討することが望まれる。	H29.11.14
27	道路維持課	81	指摘	「防護柵用材料」の経費を科目の異なる「防護柵等設置手数料」から支出する場合には、予算流用の手続が必要だが、当該手続が行われていないものが2件あつた。そもそも材料費予算を適切に見積る必要がある。万が一不足する場合には速やかに流用手続を行うべきである。 なお、平成29年度以降は、類似の交通安全施設整備関係の予算を統合する計画であるが、早急な改善が必要である。	H29.11.14

平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
28	道路維持課	83	指摘	舗装能力を有しない市内の業者が、当初から工事の主たる舗装工を下請に出すことを予定して工事を請け負い、施工管理さえ十分に果たさず、また、舗装の仕上がりに差があることが認識されている。 受注者が道路舗装の施工能力を十分に有していないと、単純な舗装であっても道路の仕上がりに影響を及ぼすおそれがあるため、発注者である市において、建設業者が適切な管理能力及び施工技術を保有しているか十分に検討することが必須である。 また、単一工においては、元請と下請の進捗確認などが重複しており、無駄が生じているはずである。 道路舗装工事等の契約において、工事の主たる部分を再定義した上で、主たる部分を下請に出されることを防止されたい。	H29.11.14
29	契約課	83	意見	市における道路舗装工事は、市内の中小企業育成のため、「船橋市に本店のあること」が応札の要件になっている。 市内の元請業者が道路舗装の施工能力を十分に有していない事例があることから、請負業者の施工能力を勘案して工事の内容によっては、地域要件を例えば「船橋市あるいは千葉県内に本店又は営業所があること」に緩めることを検討されたい。	H29.11.14
30	道路維持課	84、85	意見	道路維持課によれば、補修修繕等を担当する作業員について、今後は市の技能労務職員から委託業者にシフトする考えとのことだが、市民の立場においては、補修修繕等に不備等があれば、市の技能労務職員が委託かにかかわらず市に責任を追及することになる。ゆえに、市の技能労務職員から委託業者にシフトする場合、以下の2点について対応が必要と考える。 ①現状における市の技能労務職員と委託業者の作業内容を整理して、明文化することで、将来的に委託する作業の種類・難易度等を把握する。 ②委託業者にシフトしていく際の管理体制の構築について検討する。 平成27年度においては、①、②のいずれも実施しておらず、移行の準備を十分に行っていない。平成29年度から市の技能労務職員の人数が減少し始めることが予想されるため、将来を見据えた対応が望まれる。	H29.11.14
31	道路維持課	88	意見	市では現在、市内一円のパトロールと軽微補修を行う道路維持管理のほか、駅前広場の清掃業務、街路樹等の管理、除草作業等をそれぞれ包括的に委託している。これらの委託をさらに包括することで、コストの削減効果や、道路維持課の事務的な業務時間の短縮効果等が期待される。 道路維持課における職員数不足に関する解決策として、府中市での取組と同様に、包括的な道路維持管理委託の導入を検討することが望まれる。	H29.11.14
32	道路維持課	91	意見	限られた予算と職員の中で、メリハリの効いた道路施設の維持管理を実施すると、道路施設のすべてを対象とできず、施設の一部は損傷が見過ごされ、そのまま放置されてしまう可能性がある。住民による道路施設の維持管理への参加は、このような道路の全施設に対する状態把握、あるいは改善の網羅性を高める働きがある。 市においても、予算制約や現状の職員不足等の課題は、千葉市や維持管理に住民が参加している他の地方公共団体と同じである。今後策定される各道路施設の個別長寿命化計画とあわせて、道路施設の維持管理への住民参加の仕組づくりを、活動における住民の安全性を前提にして、検討することを期待する。 特に、市で要望や苦情として受信している市民の声を、道路施設の物理的状況把握のための情報提供ととらえ、千葉市の「ちばレポ」のような仕組づくりによって、能動的に活用することが望まれる。 さらに、平成26年度の事務事業評価結果を踏まえ、地域住民が主体となった除草や清掃等の日常管理についても、環境部クリーン推進課等と情報を共有しながら役割を分担して推進することが望まれる。	H29.11.14

平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
33	道路計画課 財政課 職員課	92、 93	意見	組織再編にあたっては、人員及び予算を単に組み替えるだけで終わらせるのではなく、ゼロから組織を見直す契機とすることが望まれる。 また、今回の組織再編については、組織再編の時期と予算の策定の時期が重なったことから、予算については組替が前提となっていた。しかし、市役所の業務はそれぞれの課で引き継ぎ、継続されるべきであるが、予算管理システムで執行状況が把握できることが伝わっていなかったことにより、各課の予算を手計算で管理するという好ましくない状態であった。 今後同様の混乱が発生しないように、組織再編時の予算管理については、手計算による管理ではなく、予算管理システムでの管理を周知することが望まれる。 また、新組織における業務の混乱を回避するために、組織再編に関する事前周知の徹底及び十分な事前準備、移行作業を実行できるよう配慮されたい。	H29.11.14
34	道路建設課 道路維持課	94	指摘	契約変更が頻発しないよう、地権者に対して道路事業の工事内容を明確に説明するとともに、内容を確認した書面をやり取りするなど、工夫すべきである。 また、経験知を見える化するのと同時に、悪しき慣習を見直し、あるべき業務を確立すべきである。事務や技術の伝承のため、規則の適用等について実務をまとめ、用地取得、道路建設・修繕等の各業務の手順を定めた業務マニュアルを作成し、業務を進めることが望ましい。	H29.11.14
35	道路維持課	96	指摘	判断のノウハウを蓄積するとともに、あくまで道路維持課としての見解であるはずが、説明責任が担当職員個人に転嫁される可能性を防ぐためにも、補修修繕箇所について、判断基準(マニュアル等)を明文化して、優先順位を決定すべきである。 補修修繕箇所の優先順位を適切に引き継ぐためにも、道路台帳システム内の要望一覧表等に優先度を記録すべきである。具体的には、優先度に応じて「高」・「中」・「低」等を道路管理システムに入力することが考えられる。	H29.11.14
36	道路維持課	96	意見	平成27年度においては、個別の補修修繕を市の技能労務職員で対応するか業者委託とするかに係る現場を確認した担当者の判断について、判断の妥当性をチェックする体制は構築されていなかった。市の技能労務職員で対応できるものをむやみに業者に委託しないためにも、判断の妥当性を確認する体制の構築が望ましい。 平成28年度には、市の技能労務職員で対応するか業者に委託するかを事前に評価するためのチェックリストを作成して試験的に運用しているが、必要に応じて改良を加えて、正式に運用すべきである。 また、チェックリストのデータを収集して判断基準のノウハウを蓄積し、将来的には判断のマニュアルを整備することが望まれる。	H29.11.14
37	道路維持課	97	指摘	事故が発生しないよう、緊急に作業が必要という実態がある以上は、道路補修修繕に関する委託業者選定の際に、電話やFAXで事前に見積合せを行うことは否定できない。しかし、実際の工期・業務完了報告日等が、業者から提出される書類日付と乖離している実態は、事実と反する書類の整備と言わざるを得ず、早急に改善すべきである。 また、電話やFAXで事前に見積合せを行った場合には、記録を残すべきである。	H29.11.14
38	契約課	99	意見	通園通学路整備工事や歩道整備工事等の工事の見積合せにおいて、最善の2者を選定したにもかかわらず、1者に辞退が生じたことにより見積りを提示した唯一の業者が選定されることはやむを得ない面もあるが、制度の趣旨から考えて可能な限り避けられたい。 また、2者による見積合せにおいて1者に辞退が生じた場合に備えて、最善の2者を適切に選定していることを説明できるように、選定理由を文書に残しておくか、辞退の可能性が高い案件ならば最初から3者以上から見積書を徴する等の配慮が望まれる。	H29.11.14

平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
39	道路維持課	100	指摘	<p>道路部においては、委託業者が提出する工事等記録写真について、黒板上に撮影日の日付(以下「黒板日付」という。)が見受けられない。工事記録写真は、工事等が契約期限までに適正に行われたことを客観的に示す根拠となる重要なものであり、道路部は、今後、委託業者が提出する工事記録写真に黒板日付を記載させる旨を要領等にて定めるべきである。</p> <p>平成21年度の包括外部監査結果で、旧道路管理課の道路照明の修繕業務に関する措置状況において、「作業時には黒板に年月日及び発注番号を記入した写真を撮ること」と措置済みとしたにもかかわらず、現状では実施されていない。</p> <p>上述の実効性を担保するためにも、道路部は定めた要領等を委託業者に通知し、確実に遵守するよう指導すべきである。</p>	H29.11.14
40	道路建設課	102	意見	<p>下請け状況の確認は、工事の品質を確保する観点や、工事契約の経済性を測る上で重要であり、下請負人調書が適切に作成された上で提出されていることを確認する必要がある。そのため、不備を適切に識別するように注意されたい。</p> <p>なお、第1回の下請負人調書で下請負人業者が「なし」とされており、その提出日より前の日付での下請契約が判明した場合については、元請負人に対して実際に状況を確認した上で文書として残すことが望まれる。</p>	H29.11.14
41	道路建設課	104	指摘	<p>当初の予定価格が130万円を下回っている工事契約で、契約変更により130万円を超過する場合においては、設計変更の時点が契約後にならざるを得なかったことが極めて重要であり、その状況を明確に記録として残し、事後的な確認ができるようにしておく必要がある。そのため、設計変更を伴う要望に関しては、要望を受けた具体的な日付や内容、相手先等を記載した打ち合わせ記録を残しておくことが必要である。</p> <p>また、その他の契約変更についても、対象となる設計変更があらかじめ判明していれば、他にも入札可能な業者がいた可能性もあることから、適切な発注であったことを説明できるように、設計変更を伴う要望については、すべて打ち合わせ記録を残しておくことが望ましい。</p>	H29.11.14
42	道路維持課 会計課	106	指摘	<p>購入した数量をそのまま倉庫に移動する状況において、その状況を購入記録から手書きで転記している現状の船橋市物品管理要綱第8号様式は実質的な意義を有していない。事務の無駄を削減するために、他の自治体での例を参考にして、不要と考えられる帳簿を作成しなくても問題無いように規則を変更する必要がある。</p> <p>また、今回のように事務の無駄を認識している場合において、物品管理要綱が道路維持課の管轄ではないとしても、実際に事務を実施している道路維持課から要綱変更についての検討を要請すべきである。</p>	H29.11.14
43	道路維持課	108	意見	<p>市でも検討しているとおり、補修修繕に使用される原材料の残高管理を進めていくことが望まれる。</p> <p>その範囲については、使用頻度のほか、購入価格や換金可能性も踏まえて検討されたい。</p> <p>また、倉庫の施錠等により、自由な出入りを制限し、原材料の盗難等のリスクを低減させることが望ましい。</p>	H29.11.14
44	道路維持課	112	指摘	<p>道路施設管理において、その管理する施設の数量及び物理的状態を把握することは、施設の維持管理の基礎的部分であり、市の管理する道路施設の将来的にかかる費用推計と、一方で現実的な予算から想定される今後の維持管理のあり方を策定するための必須要件である。</p> <p>市においては、道路管理施設の数量及び物理的状況を早急に把握し、今後の維持管理計画の策定に必要な基礎的データの構築を行うべきである。</p>	R1.11.18



平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
45	道路維持課	113 114	意見	市が管理する「すべて」の道路施設を、「常に健全な状態」とすることは、予算あるいは維持の担い手等、現状の体制では非常に困難である。道路管理施設の機能的状況を可能な限り定量的に把握することは、現状及び今後において、限られた予算や維持管理のリソースを、道路行政上最適なパフォーマンスを発揮する維持修繕に投資するための基礎的活動と言える。同じ道路施設であっても、その経済的価値や災害時の重要性は、交通量や緊急輸送道路の指定等によって大きく異なる。したがって、どの施設をどの程度の健全性で管理するかの戦略が、今後の維持管理のあり方に大きく影響を与えることは明白である。 市においては、道路管理施設の数量及び物理的状況を把握した後、道路管理施設の機能的状況の把握にも、着手されることが望まれる。	H29.11.14
46	道路維持課	115	意見	「道路ストック総点検」は、各種事業の実施において基盤となる重要な情報を収集するものである。進捗を管理して当初計画に無理がないかを検証するとともに、総点検における最終目的の達成状況について適時に評価することが望ましい。	H29.11.14
47	道路維持課	115	意見	道路標識整備について、平成27年度には、案内標識・警戒標識・規制標識及び交差点名の整備事業を、警戒標識の整備事業と統合されていないため、予算化できていない。したがって、平成26年度における事務事業評価の結果に十分な対応策を講じているとは言い難い。平成29年度の予算編成では事業統合を予定しているとのことだが、道路における安全確保や事業の効率化という観点からも、早期の事業統合が望まれる。	H29.11.14
48	道路維持課	115	意見	道路照明整備については、平成27年度にはLED化に向けた事業の見直しを実施しておらず、平成26年度における事務事業評価の結果に十分な対応策を講じているとは言い難い。平成29年度にはLED化に向けて検討を進める予定とのことだが、LED化の方針を決定する際には、他市の事例を収集して役立てることが望まれる。	H29.11.14
49	道路管理課	117	意見	道路施設管理に必要な情報は、基礎的データの現状把握、過去の履歴、将来の予測や計画等、時系列的な管理のほか、管理施設の種類による基礎データの違い等があり、施設別、かつ目的別にデータを扱うことが多く、道路施設に関する全情報を、構築中の道路管理システムに格納することは容易ではない。現状においても、例えば、舗装アセットマネジメントシステムや橋梁台帳システム等は既に存在しており、今後は、こうした個別の目的を持つシステムやデータベース等と、有機的に連携を取ることが肝要である。 現状は、システムの完成及び道路台帳図面等整備に力点が置かれることは当然ではあるが、道路部全体として、一元管理システムに格納される情報をいかに活用して、どのような面で効率化を目指すのか、各課の立場から早期に方向性を検討することが望まれる。	H29.11.14

平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
50	道路維持課 道路管理課	119	意見	<p>道路管理瑕疵や補修修繕を行った箇所の情報について、市の技能労務職員及び年間パトロール委託業者に周知して追跡調査を実施させるとともに、パトロールにおける発見事項を共有して事故発生の低減や効果的な補修修繕に努めることが望まれる。</p> <p>なお、同じ箇所を市の技能労務職員及び委託業者により何度も修繕する事態が生じるのは、以前の修繕作業において継ぎ目の仕上げが不十分だったためとも考えられる。追跡調査では、委託業者別の仕上がりを評価するとともに、何度も修繕が必要となる場合はその根本的な原因を分析し、必要に応じて委託業者にフィードバックする仕組みを構築することが望ましい。</p> <p>また、市において現在構築中とのことであるが、道路管理システムに情報を登録するとともに、登録した情報をタブレットに取り込んでパトロール等の現場調査時に持参する仕組みの構築・運用が望まれる。</p> <p>さらには、タブレットで撮影した写真の道路管理システムへの転送等、情報を共有するための工夫についても検討されたい。</p>	H29.11.14
51	道路管理課	121	指摘	<p>現在の占用料減免に関する手続は、船橋市道路占用料条例施行規則に抵触しており、早急に対応が必要である。</p> <p>事務工数の削減を進める場合であっても、規則の範囲内で実施する必要があり、規則を修正すべき事象が生じた場合は、規則を変更する必要がある。</p> <p>なお、船橋市道路占用料条例施行規則を実務に合わせて変更する場合には、十分な検討が望まれる。</p>	H29.11.14
52	道路管理課	123	意見	<p>広告看板に関して適法に許可申請をしている占有者との公平性を保つためにも、今後は市の広報等で周知するとともに、無許可で広告看板を取り付けている者がいないかどうかの現状を把握することが望まれる。</p> <p>その上で、把握した違法占有については、法令上許可申請が必要なことを占有者へ個別に通知するなど、許可申請を促すような施策を実施することが望まれる。</p> <p>このような道路占用許可申請が必要な建物の広告看板については、原則として、占有者は船橋市道路占用料条例に定める占用料を支払う必要があることから、本来であれば収受できる占用料を逃している点で対応が必要であると考え。</p>	H29.11.14
53	市民安全推進課	125	意見	<p>交通事故被害者の状況別・年齢別の増減分析は行われているが、場所別・時間帯別等の詳細な分析は行われておらず、現状認識が十分でない。</p> <p>このような分析を行った上で、個別の施策の役立ちについてフィードバックし、見直しをする必要がある。</p>	H29.11.14
54	市民安全推進課	125	意見	<p>市の分析においても、高齢者の自動車事故防止のため、高齢者の自覚を啓発することが必要と分析されており、より積極的な対応が必要と考える。</p> <p>特に、認知症や判断能力が低下した後期高齢者の運転に起因する事故対策が進む環境下において、運転免許証の自主返納は有効な方法であり、本人に自主返納するよう促す役割を担う家族等への周知を含めて、警察とも協力して、更なる周知が必要と考える。</p> <p>写真付き身分証明書として運転免許証の代わりとなるマイナンバーカードの周知とあわせて行うことも検討されたい。</p>	H29.11.14
55	市民安全推進課	126	意見	<p>高齢者の交通事故は、平成24年度から減少傾向にあるものの、微減にとどまっており、全事故に占める割合は微増している。死者数に関しても高い割合を占めている。今後も高齢化が進む中、免許を持った高齢者が増え、それに伴う高齢者の自動車事故が課題となることが予想される。また、歩行者においても運転者においても高齢者特有の行動や自覚を啓発していくことが必要であると考え。</p> <p>例えば、シルバーリーダーを自治会・町会に広げるなど、広範な高齢者に交通安全に対する啓発活動が行き渡る工夫を検討することが望まれる。</p>	H29.11.14

平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
56	道路建設課	128	意見	地域住民からの要望によるゾーン30とすべき地区について、交通事故の発生状況等により、市として要望する優先順位が判断できると考えられる。そのため、要望書の提出時において、優先的に整備する地区等を千葉県警にきちんと伝え、ゾーン30の整備を推進していくことが望まれる。	H29.11.14
57	道路計画課	130	意見	公共交通不便地域における住民のすべてに対し、対策を講じることはできない。しかしながら、公共交通機関の確保により過度な自動車利用からの転換を図るためにも、交通不便地域の住民が有効な移動手段として活用できるような事業を考案し、展開していくことが望まれる。	H29.11.14
58	道路計画課	131	意見	本町駐車場の指定管理者選定委員の選任については、各団体からの推薦をもとに市長が委任する形で行われる。市長から委任された選定委員の役割は、委員会に出席し、指定管理者としてふさわしい団体を選定することであり、委員として任命されたのであれば、会議への出席は義務である。責任を持って会議に出席できる者を選定委員として選任することが肝要であり、市の事務局担当者は、選定委員が職務を遂行できるよう、事前連絡を徹底するなどのサポートをすることが望まれる。	H29.11.14